

地域包括支援センターを12カ所から18カ所へ増設

2018年
4月から

2018年4月より、那覇市地域包括支援センターを市内18カ所へ増設します。より身近な地域の総合相談機関として、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らしていくための、さまざまな支援を行います。



那覇市地域包括支援センター 石嶺	石嶺町2丁目・3丁目・4丁目 ☎ 886-7987 那覇市首里石嶺町2-97-1
那覇市地域包括支援センター 大名	石嶺町1丁目、赤平町、儀保町、久場川町、平良町、大名町 ☎ 886-5177 那覇市首里大名町1-43-2
那覇市地域包括支援センター 城西	池端町、大中町、金城町、寒川町、鳥堀町、当蔵町、桃原町、真和志町、山川町、赤田町、崎山町、汀良町 ☎ 887-7700 首里池端町1番地 102号
那覇市地域包括支援センター 繁多川	繁多川、識名2丁目・3丁目 ☎ 963-6478 那覇市繁多川3-8-13 101号
那覇市地域包括支援センター 松川	大道、松川、三原1丁目・2丁目 ☎ 882-1622 那覇市松川301-4
那覇市地域包括支援センター 松島	末吉町、松島、真嘉比、古島 ☎ 882-2266 那覇市古島2-16-25 1F
那覇市地域包括支援センター 識名	字寄宮、寄宮3丁目、長田、三原3丁目、上間1丁目、識名1丁目・4丁目 ☎ 987-1010 長田1-16-7 C-101号
那覇市地域包括支援センター 安里	安里、壺屋、牧志3丁目、樋川2丁目、寄宮1丁目・2丁目 ☎ 860-2211 那覇市安里1-7-3 7F
那覇市地域包括支援センター 古波蔵	与儀、古波蔵、樋川1丁目 ☎ 855-6254 古波蔵1-24-21 108号
那覇市地域包括支援センター 国場	国場、仲井真、真地、上間、字識名 ☎ 851-9308 国場326番地
那覇市地域包括支援センター 新都心	銘苅、天久1丁目・2丁目、おもろまち3丁目・4丁目 ☎ 941-2252 那覇市銘苅1-6-15 1F
那覇市地域包括支援センター 安謝	字天久、安謝(1丁目・2丁目含む)、曙、港町 ☎ 860-3747 那覇市安謝1-3-10 1F 101号
那覇市地域包括支援センター 泊	おもろまち1丁目・2丁目、上之屋、泊、久茂地、前島1丁目・2丁目、牧志1丁目・2丁目 ☎ 860-5121 那覇市上之屋402-3 6F
那覇市地域包括支援センター 若狭	前島3丁目、松山、若狭、久米、辻、通堂町、西、東町 ☎ 863-1165 那覇市若狭2-1-10
那覇市地域包括支援センター 城岳	松尾、楚辺、壺川、旭町、泉崎 ☎ 863-3660 那覇市松尾2-16-45
那覇市地域包括支援センター かなぐすく	奥武山町、山下町、垣花町、字鏡水、鏡原町、住吉町、当間、赤嶺、安次嶺、大嶺、金城、田原1丁目、高良3丁目、宇栄原1丁目・2丁目・3丁目 ☎ 852-0777 那覇市鏡原1-68
那覇市地域包括支援センター 小禄	字田原、田原2丁目・3丁目・4丁目、字小禄、小禄1丁目・4丁目・5丁目 ☎ 858-0096 那覇市小禄551-1
那覇市地域包括支援センター 高良	小禄2丁目・3丁目、字宇栄原、宇栄原4丁目・5丁目・6丁目、字高良、高良1丁目・2丁目、具志、宮城 ☎ 859-6633 那覇市宮城1-18-1 3F

2018年度

介護保険制度改革 のお知らせ

2017～2018年以降の介護保険制度の主な変更点をお知らせします。
今回の改正では、「高齢者が住み慣れた地域で生活するためのサービスの充実」(地域包括ケアシステムの構築)と「制度を維持していくための費用負担の公平化」などが図られます。
制度改革にご理解をお願いいたします。

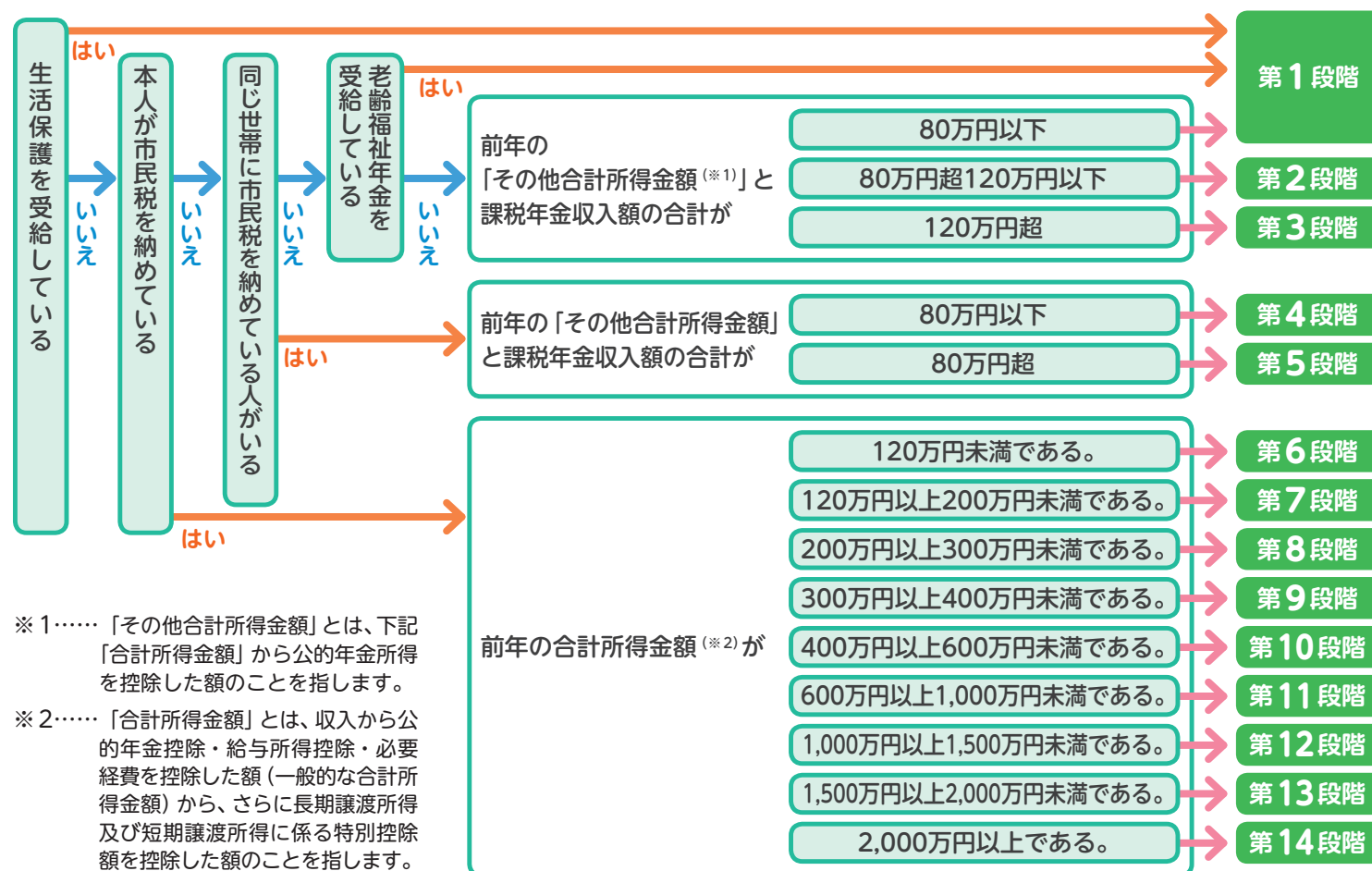


ココが
変わります 介護保険べんり帳 P.6

2018年度～2020年度の介護保険料

2018年
4月から

あなたの介護保険料は？



※1……「その他合計所得金額」とは、下記「合計所得金額」から公的年金所得を控除した額のことを指します。

※2……「合計所得金額」とは、収入から公的年金控除・給与所得控除・必要経費を控除した額(一般的な合計所得金額)から、さらに長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額のことを指します。

那覇市

所得段階別介護保険料

2018年
4月から

2018年度～2020年度（第7期計画期間）の介護保険料は以下のとおりです。

所得段階	対象となる方	保険料割合	保険料年額 (月額)
第1段階	・生活保護受給者、または、世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.45	38,100円 (3,175円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で前年の課税年金収入額と「 その他合計所得金額 」の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.75	63,492円 (5,291円)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で前年の課税年金収入額と「 その他合計所得金額 」の合計が80万円超の方	基準額 × 0.75	63,492円 (5,291円)
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが本人は市町村民税非課税で前年の課税年金収入額と「 その他合計所得金額 」の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.90	76,200円 (6,350円)
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが本人は市町村民税非課税で前年の課税年金収入額と「 その他合計所得金額 」の合計が80万円超の方	基準額 × 1.00	84,660円 (7,055円)
第6段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.14	96,516円 (8,043円)
第7段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額 × 1.25	105,828円 (8,819円)
第8段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 × 1.50	126,996円 (10,583円)
第9段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.60	135,456円 (11,288円)
第10段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額 × 1.80	152,388円 (12,699円)
第11段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の方	基準額 × 2.10	177,792円 (14,816円)
第12段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額 × 2.30	194,724円 (16,227円)
第13段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	基準額 × 2.40	203,184円 (16,932円)
第14段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上の方	基準額 × 2.50	211,656円 (17,638円)

※1……「その他合計所得金額」とは、下記「合計所得金額」から公的年金所得を控除した額のことを指します。

※2……「合計所得金額」とは、収入から公的年金控除・給与所得控除・必要経費を控除した額（一般的な合計所得金額）から、さらに長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額のことを指します。

自己負担が2割の方のうち、特に所得の高い方の負担割合が3割に

2018年
8月から

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の一部を支払います。

介護保険のサービスの自己負担割合が2割の方のうち特に所得の高い方の負担割合は3割になります。

※1か月の自己負担額が高額になったときには、高額介護サービス費の払い戻しが受けられる場合があります。

詳しくは『介護保険べんり帳』の17ページをご参照ください。

1人世帯の年金収入別の負担割合のめやす

※詳しくは、下記の ■自己負担割合の判定基準 を参照

所得区分 (1人世帯で年金しか収入がない方の場合)	2018年 7月まで	2018年 8月から
年金収入 340 万以上	2割負担	3割負担
年金収入 280 万円以上	2割負担	
年金収入 280 万円未満	1割負担	

負担割合証

負担割合は負担割合証に記載されます。要介護・要支援認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者に7月中に郵送されます。

有効期限:1年間(8月1日～翌年7月31日)

負担割合証はイメージです。

介護保険負担割合証

氏名 〇〇 〇〇 〇〇

生年月日 〇〇 〇〇 〇〇

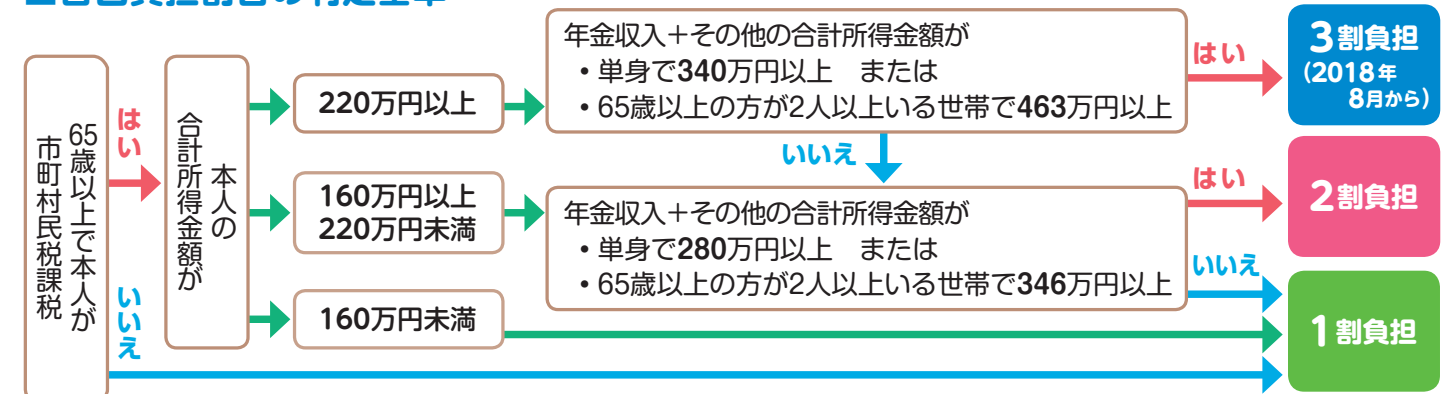
住所 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

介護保険負担割合 〇割

有効期間 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

那覇市

■自己負担割合の判定基準



※40歳から64歳の方は、所得に関係なく1割負担です。

高額介護サービス費の限度額の一部が変更

2017年
8月から

同じ月に利用した介護サービス利用者負担（1～3割）の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

●給付の対象となる方にはハガキを郵送しますので、那覇市役所チャージがんじゅう課へ申請してください。

●同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。

【自己負担の限度額(月額)】 2017年8月から

区分	限度額
医療保険制度における現役並み所得者相当の方※	4万4,400円(世帯)
市町村民税課税世帯の方	4万4,400円(世帯)★
世帯全員が市町村民税非課税	2万4,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者の方	2万4,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	1万5,000円(個人)
生活保護の受給者の方等	1万5,000円(個人)
15,000円の減額により生活保護の被保護者とならない方(境界層)	1万5,000円(世帯)

変更
がポイント

★同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額（446,400円）が設定されます。（3年間の時限措置）
★認定をもっていない方は、上記の自己負担割合の判定基準を参照ください。

※同一世帯内に65歳以上（第1号被保険者）で課税所得145万円以上の方がいる方。
ただし、単身世帯で収入が383万円未満、65歳以上（第1号被保険者）の方が2人以上の世帯で収入の合計が520万円未満の場合は、「市町村民税課税世帯の方」に区分されます。対象となり得る世帯には勧奨通知を送りますので、申請してください。

